

【表紙】

| | |
|-----------------------|--|
| 【発行登録番号】 | 1 - 近畿1 |
| 【提出書類】 | 発行登録書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年9月11日 |
| 【会社名】 | 株式会社スシローグローバルホールディングス |
| 【英訳名】 | Sushiro Global Holdings Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 水留 浩一 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号 |
| 【電話番号】 | 06(6368)1001 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 清水 敬太 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号 |
| 【電話番号】 | 06(6368)1001 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 清水 敬太 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行予定期間】 | この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2019年9月27日)から2年を経過する日(2021年9月26日)まで |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 10,000百万円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

設備投資資金、借入金返済資金及び投融資資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第4期（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日） 2018年12月21日近畿財務局長に提出

事業年度 第5期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日） 2020年1月6日までに近畿財務局長に提出予定

事業年度 第6期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日） 2021年1月4日までに近畿財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第5期第1四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月8日近畿財務局長に提出

事業年度 第5期第2四半期（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日） 2019年5月13日近畿財務局長に提出

事業年度 第5期第3四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月8日近畿財務局長に提出

事業年度 第6期第1四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月14日までに近畿財務局長に提出予定

事業年度 第6期第2四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日） 2020年5月15日までに近畿財務局長に提出予定

事業年度 第6期第3四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月14日までに近畿財務局長に提出予定

事業年度 第7期第1四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） 2021年2月15日までに近畿財務局長に提出予定

事業年度 第7期第2四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日） 2021年5月17日までに近畿財務局長に提出予定

事業年度 第7期第3四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） 2021年8月16日までに近畿財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2019年9月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年12月25日に近畿財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2019年9月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2019年6月18日に近畿財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2019年9月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年7月4日に近畿財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記4の臨時報告書の訂正報告書）を2019年6月26日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2019年9月11日）までの間において変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの状況」に記載の2019年9月期の業績予想については、2018年12月時点の予想であり、本発行登録書提出日現在の業績予想とは異なっております。上記を除き、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社スシローグローバルホールディングス 本店
(大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。